

資料6

高速道路の無料措置と南相馬市高速道路利用料金助成事業(案)の比較表

	高速道路の無料措置	南相馬市高速道路料金助成事業(案)
1 実施主体	NEXCO東日本	南相馬市
2 実施期間	平成24年4月1日～平成32年3月31日	平成30年10月1日～平成32年9月30日(2年間)
3 対象者	平成23年3月11日時点で本市に住民登録があった者のうち 小高区の全域、原町区の全域、鹿島区小島田、塩崎、大内、烏崎、川子、南右田、江垂、寺内の住民。(居住地が旧特定避難勧奨地点の者を含む。) 平成23年3月12日以降の本市からの転出者を含む。 (平成23年3月12日以降の本市への転入者は含まない。)	平成23年3月11日時点で本市に住民登録があった者のうち 左記、の区域以外の住民。 (高速道路の無料措置対象者以外の者) 平成23年3月12日以降の本市からの転出者を含む。 (平成23年3月12日以降の本市への転入者は含まない。)
4 対象車両	全ての車種 (バス、トラック等の事業用自動車を含む。)	全ての車種 (バス、トラック等の事業用自動車を含む。)
5 要件	【無料措置となる要件】 (1)福島県内のインターチェンジ(スマートインターを除く)及び宮城県山元ICを入口または出口として利用すること。 (2)上限額なし。	【助成対象となる要件】 (1)福島県内のインターチェンジ及び南相馬鹿島スマートインター(他のスマートインターは除く)並びに宮城県山元インターチェンジを入口または出口として利用すること。 (2)上限額あり。(2年間で10万円×家族人数)
6 料金所における適用レーン	一般レーンのみ。	一般レーン及びETCレーン(ETC車載器を搭載している場合)
7 確認手段	ふるさと帰還通行カードで確認。(平成30年1月より発行)	ETCカードで確認。